

所管部課		総務部デジタル推進課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例					
	部課機関						
1. 要 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用している条項がずれるため所要の改正を行う。 (1) 改正点 東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改める。 (2) 施行日 令和7年4月1日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） ・令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。